

認定地域クラブ公用車貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、部活動の地域展開に伴い、市が認定する地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）の活動において、休日に実施される練習等に生徒が参加する際の移動手段を確保するため、萩市の所有する公用車を貸し出すことについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「休日」とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(貸出車両)

第3条 貸し出すことのできる公用車（以下「貸出公用車」という。）は、市が指定する車両とする。

(対象者)

第4条 貸出公用車を貸し出す対象は、認定地域クラブとする。

(貸出目的)

第5条 貸出公用車の貸出しは、その用途が次の各号のいずれかに該当する場合に限り貸し出すことができる。

- (1) 休日に市内で実施される認定地域クラブの活動場所への生徒の送迎
- (2) その他市長が特に必要と認めるもの

2 大会、遠征その他これらに類する活動については、原則として使用することができない。

(運転者)

第6条 貸出公用車を運転できる者は、次の各号に掲げる者で、事前に別途定める貸出公用車運転者台帳に登録された者とする。ただし、緊急の場合など、特別な事由がある場合には、この限りでない。

- (1) 認定地域クラブに所属する生徒の保護者
- (2) 認定地域クラブに所属する指導者で萩市認定地域クラブ活動指導者バンクに登録されている者

(運転者の責務)

第7条 貸出公用車の運転者は、制限速度その他関係法令で定められた義務を遵守し、安全運転を徹底しなければならない。

(使用申請)

第8条 認定地域クラブは、貸出公用車の貸出しを受けようとするときは、あらかじめ、借受申込書（萩市会計規則（平成17年萩市規則第44号）別記第66号様式）及び公用車の借受に係る申告書兼誓約書（別記第1号様式）に必要書類を添えて提出するものとする。

(使用許可)

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、これを審査し、適当と認めたときは、公用車の使用を許可し、貸出公用車使用許可書（物品貸付通知書）（別記第2号様式）を認定地域クラブに交付する。

2 市長は、前項の許可に必要な条件を付することができる。
（許可の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の許可を取り消し、又は現に使用している場合であっても、その使用を中止させることができる。

- (1) 災害等の緊急かつやむを得ない事由により、貸出公用車を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- (2) 貸出公用車が故障等の理由により、使用することができないとき。
- (3) 認定地域クラブが法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (4) 認定地域クラブが偽りその他不正の行為により、前条の許可を受けたとき。

2 第1項の取消しを行った場合は、理由を示して認定地域クラブに通知するものとする。

（使用料）

第11条 貸出公用車の使用料は、萩市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成17年萩市条例第68号）の規定により無償とする。

（その他の費用）

第12条 貸出公用車の燃料費、その他実費、自動車保険料、車検費用については、市の負担とする。

（貸出し条件）

第13条 貸出公用車の使用に当たっては、次に掲げる事項を貸出しの条件とする。

- (1) 貸出公用車の借受け及び返却は、公務に支障のないように速やかに行うこと。
- (2) 貸出公用車は、運行ごとに、自動車運転日誌・運行前点検記録簿（別記第3号様式）へ記録をすること。
- (3) 貸出公用車の使用後は、貸出公用車を清掃のうえ所定の場所に返却すること。
- (4) 運転者が過去5年間、運転免許取消・停止の処分を受けていないこと。
- (5) 貸出公用車使用中に交通事故が生じたときは、運転者は、道路交通法その他関係法令に定める措置を講じるとともに、直ちに市長に報告し、その指示を受けること。
- (6) 運転者又は認定地域クラブは、交通事故の示談交渉を行ってはならない。
- (7) 認定地域クラブは、事故後速やかに、交通事故発生報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添付して提出すること。
 - ア 警察への届出内容が確認できる書類
 - イ 事故現場及び車両損傷箇所の写真
 - ウ その他市長が必要と認める書類

（目的以外の使用の禁止）

第14条 認定地域クラブは、承認を受けた目的以外に貸出公用車を使用してはならない。

(賠償責任及び費用負担)

第15条 市は、認定地域クラブの交通事故による損害賠償費用、運転者又は認定地域クラブが故意又は重大な過失により貸出公用車を損傷し、若しくは亡失したことによる原状回復費用又は認定地域クラブが交通法規に違反したことにより生じた費用を負担したときは、次に掲げる費用を除き、当該費用を認定地域クラブに求償することができる。

(1) 市が加入する自動車損害賠償責任保険及び任意保険で補填される費用

(2) 市の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償費用

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。